

補助金調書

補助金名	低地排水設備工事費助成金				担当課 (連絡先)	道路下水道局管理部下水道管理課 (TEL 711-4534)
交 付 先	■ 個人	【団体名・種別等】			区分	建設費に対する補助金
交付先決定方法	■ 公募	(公募の場合) 公募時期			随時	
(公募の場合) 応募要件	低地のため公共下水道への汚水の排除が困難な箇所で、ポンプ施設を設置するための工事(以下「設備工事」という。)をして水洗化を行おうとする方で次の要件を備えていること。 ①設備工事の工事完了とともに、くみ取り便所を水洗便所に改造し、又は既設し尿浄化槽の切替工事を行うこと。 ②助成を受けようとする者が官公署、会社及びその他の法人でないこと。 ③助成を受けようとする者が下水道受益者負担金及び市税を滞納していないこと。 ④ポンプ施設の設置に要する敷地の土地所有者、地上権者その他の利害関係者の承諾が得られること。					
(非公募の場合) 非公募の理由						
補助開始年度	平成 9	年度	経過年数	28	年度	
補助金の目的 及び 補助対象事業	低地のため公共下水道への汚水(事業に起因し、若しくは附随する汚水を除く。)の排除が困難な箇所で、ポンプ施設を設置するための工事をして水洗化を行おうとする者に対し、予算の範囲内でその工事に要する費用を助成することにより、水洗化の普及を図り、もって生活環境の向上に資することを目的とする。					
補助金の終期	令和10	年度	延長回数	1	回	
終期を延長する理由	本助成は下水道処理区域内において低地のため公共下水道への汚水の排除が困難な箇所で、ポンプ施設を設置し、水洗化を行う者に対し助成をすることにより、水洗化普及を図り、もって生活環境の向上に資することを目的としており、必要性は薄れてないため。					
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	■ その他	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 助成対象の設備工事は、ポンプ施設設置工事及びこれに附随する電気設備工事とポンプ槽築造工事にかかる工事費(以下「設備工事」という。)であり、設備工事費の助成金の額は、別に定める算定方式により算定し市長が認定した工事費の全額とする。 この場合において、当該金額に100円未満の端数があるときはこれを切捨てるものとする。				
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】					
交付状況等 【上段：交付件数】 【下段：決算】 (※1)	当該年度		前年度		前々年度	
	件		0 件		0 件	
	750 千円		0 千円		0 千円	
前年度補助事業 の主な実施概要	なし。					
補助金交付 による効果	生活環境の向上。					

※1: 金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。
 なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。